

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

連 結 注 記 表 個 別 注 記 表

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

J トラスト株式会社

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス<http://www.jt-corp.co.jp/>）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 26社

主要な連結子会社名

株式会社日本保証

キーノート株式会社

パルティール債権回収株式会社

Jトラストシステム株式会社

Jトラストカード株式会社

アドアーズ株式会社

株式会社ブレイク

株式会社日本介護福祉グループ

親愛貯蓄銀行株式会社

J T貯蓄銀行株式会社

ネオラインクレジット貸付株式会社

ケージェイアイ貸付金融有限会社（現 T A資産管理貸付有限会社）

ハイキャピタル貸付株式会社

J Tキャピタル株式会社

JTRUST ASIA PTE.LTD.

PT Bank Mutiara Tbk.

他10社

当連結会計年度において、(株)日本介護福祉グループ、PT Bank Mutiara Tbk.、J T貯蓄銀行(株)、J Tキャピタル(株)及びその他1社の株式を取得したため、また、Jトラストベンチャーキャピタル合同会社及びその他1社を新設したため、連結の範囲に含めております。なお、PT Bank Mutiara Tbk.及びJ Tキャピタル(株)については、当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しております。

前連結会計年度において、連結子会社でありました(株)エーエーディの株式を譲渡したため、また、J Tインベストメント(株)の清算手続きが終了したため、さらに、当連結会計年度において設立したケーシー(株)は、当社の連結子会社でありますKCカード(株)（現Jトラストカード(株)）の「KCカード」ブランドを中心とした事業の一部及び同社の子会社である合同会社パルティール・ケーシーを承継したうえで、株式を譲渡したため、連結の範囲から除いております。

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社名

株式会社ピアラボ

他2社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社数 0社

② 持分法適用の関連会社数 0社

なお、当連結会計年度において、当社の連結子会社であるJTRUST ASIA PTE.LTD.がLCD Global Investments LTD.の株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めておりましたが、AF Global PTE.LTD.が実施する公開買付けに応募し、所有する全ての株式を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しております。

③ 持分法を適用しない非連結子会社3社（㈱ピアラボ、他2社）及び関連会社2社（㈱Clotho、他1社）は、それぞれ当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。なお、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

| 会社名 | 決算日 |
|----------------------|-------|
| 親愛貯蓄銀行(株) | 6月末日 |
| J T貯蓄銀行(株) | 6月末日 |
| ネオラインクレジット貸付(株) | 9月末日 |
| NLバリューキャピタル(株) | 11月末日 |
| Jトラストカード(株) | 12月末日 |
| ハイキャピタル貸付(株) | 12月末日 |
| PT Bank Mutiara Tbk. | 12月末日 |
| J Tキャピタル(株) | 12月末日 |

当連結会計年度において、JTRUST ASIA PTE.LTD.は、従来の仮決算から正規の決算を行う方法に変更しております。これにより、当連結会計年度における会計期間は平成26年1月1日から平成27年3月31日までの15ヶ月間となっております。

上記の変更は、予算編成、業績管理、決算業務等の事業運営をグループ全体でさらに効率的に実施するとともに、より適切な情報開示を実施することを目的としております。

また、第4四半期に決算日の統一を行った理由は、四半期を含む連結決算日において適時に決算を行う体制の整備を進めていたところ、JTRUST ASIA PTE.LTD.については実施可能な環境が整ったため、早期に統一することがより適切な情報開示に資すると判断したためであります。

なお、JTRUST ASIA PTE.LTD.の平成26年1月1日から平成26年3月31日までの3ヶ月間の損益については、それぞれ連結損益計算書を通して調整する方法を採用しております。この変更により、営業収益は3百万円、営業損失は20百万円、経常損失は20百万円それぞれ増加し、当期純利益は20百万円減少しております。

当連結会計年度において、PT Bank Mutiara Tbk.及びJ T キャピタル(株)の株式を取得し、連結の範囲に含めておりますが、当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しております。

なお、PT Bank Mutiara Tbk.については、12月31日現在で実施した決算に基づく計算書類を使用しておりますが、1月1日から3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（利息法）

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブ

時価法

3. たな卸資産

商品及び製品
（販売用不動産）

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産
(リース資産を除く) 主として定率法によっております。
2. 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
3. 長期前払費用 定額法によっております。
4. リース資産 有形リース資産については、リース期間を耐用年数とする定率法を主としております。また、無形リース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

1. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
2. 利息返還損失引当金 利息制限法の上限金利を超過して支払った債務者等からの利息の返還請求に備えるため、当連結会計年度末における損失発生見込額を計上しております。
3. 事業整理損失引当金 事業再構築に伴い、今後発生が見込まれる費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の費用見積額を計上しております。
4. 債務保証損失引当金 金融機関と提携している保証受託業務等に係る保証債務の履行による損失に備えるため、当連結会計年度末における損失発生見込額を計上しております。
5. 訴訟損失引当金 訴訟に係る損失に備えるため、当連結会計年度末における将来発生する可能性のある損失見積額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

1. 顧客手数料
包括信用購入あっせん 主として残債方式によっております。
残債方式とは、元本残高に対して所定の料率で利息等を算出し、期日経過のつど営業収益(割賦立替手数料)に計上しております。

2. 加盟店手数料 加盟店との立替払契約履行時に一括して営業収益（割賦立替手数料）に計上しております。

3. 買取債権の回収に係る収益及び原価の計上基準

金融業である子会社におきましては、債権金額と取得原価との差額を営業収益（その他の金融収益）に計上しております。将来のキャッシュ・フローを見積もることが可能な債権は償却原価法により、将来のキャッシュ・フローを見積もることが困難な債権は回収額に応じて営業収益を計上する方法によっております。

債権回収業である子会社におきましては、回収金額を営業収益（買取債権回収高）に計上しております。原価については将来のキャッシュ・フローを見積もることが可能な債権は償却原価法により、将来のキャッシュ・フローを見積もることが困難な債権は買取債権の取得価額に達するまで回収金額の全額を営業費用（債権買取原価）に計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務については、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債については、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用については、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額については、純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

1. ヘッジ会計の方法

金利スワップについて、特例処理の条件を充たしているため、特例処理によっております。

2. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金

3. ヘッジ方針

借入金の金利の低減及び金融収支改善のため、将来の金利変動リスクをヘッジしております。

なお、当該取引は子会社において実施したものであり、取引の実施に当たっては、事前に契約条件、想定元本の上限等につき子会社の取締役会の承認を得た範囲内で実施しております。

4. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象取引に関する重要な条件が同一であり、金利変動リスクを相殺すると認められるため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、計上後20年以内でその投資効果の発現する期間にわたって均等償却をしております。

⑧ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

1. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付に係る資産は、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合に、当該超過額を計上しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の海外子会社については、退職給付の算定にあたり、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。但し、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却をしております。

(5) 表示方法の変更に関する事項

前連結会計年度において、投資その他の資産の「投資有価証券」（前連結会計年度末8,918百万円）に含めて表示しておりました当社の連結子会社であるJTRUST ASIA PTE.LTD.が保有する投資有価証券の全てについて、同社が行う投資事業が今後重要性が増してくると判断し、投資案件の検討などを効率的に実施するために取締役を常駐させるなどの体制整備を行ったことから、これを契機として同社の取引をより適切に反映させる必要があると判断し、当連結会計年度より流動資産の「営業投資有価証券」として独立掲記をしております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 担保資産

担保に供している資産

| | |
|---------------|-----------|
| 預金 | 1,761百万円 |
| 商業手形 | 12百万円 |
| 営業貸付金 | 4,730百万円 |
| 割賦立替金 | 1,137百万円 |
| 買取債権 | 4,051百万円 |
| 商品及び製品 | 1,993百万円 |
| 仕掛品 | 182百万円 |
| 建物及び構築物 | 1,422百万円 |
| 土地 | 1,816百万円 |
| その他（無形固定資産） | 555百万円 |
| その他（投資その他の資産） | 1,471百万円 |
| 計 | 19,136百万円 |

上記に対応する債務

| | |
|---------------|-----------|
| 短期借入金 | 3,326百万円 |
| 一年以内返済予定長期借入金 | 4,220百万円 |
| 長期借入金 | 7,782百万円 |
| 計 | 15,329百万円 |

担保に供している資産は、上記の債務の他に信用保証業務に係る保証債務の担保にもなっております。

上記の他、当連結会計年度において、海外連結子会社各国の規制に基づき支払準備資産等として18,487百万円を預金として預けております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 26,582百万円

(4) 保証債務

| 被 保 証 者 | 保 証 金 額 | 保 証 債 務 の 内 容 |
|-----------------|-----------|---------------|
| 事業者及び消費者39,183件 | 36,289百万円 | 金融機関等からの借入債務等 |

(注) 保証債務の総額36,712百万円に対し、債務保証損失引当金422百万円を計上しております。

また、上記の他にインドネシア商業銀行「PT Bank Mutiara Tbk.」の銀行業務における保証債務が7,014百万円あります。

(5) 企業結合に係る特別勘定

固定負債の「その他」に企業結合に係る特別勘定927百万円が含まれております。これは、当社が平成26年11月20日付でインドネシア商業銀行「PT Bank Mutiara Tbk.」の株式を取得したことによるもので、その内容は取得時に見込まれた訴訟案件等に係る偶発債務であります。

(6) 消費貸借契約により借り入れた有価証券の時価額は476百万円であります。

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 場 所 | 用 途 | 種 類 |
|----------|-------|--------------|
| 神奈川県藤沢市他 | 事業用資産 | 建物附属設備等 |
| 神奈川県藤沢市他 | 事業用資産 | アミューズメント施設機器 |
| 京都市下京区他 | 事業用資産 | 建物附属設備等 |

当社グループは、資産グループを事業用資産、賃貸用資産、遊休資産に分類しております。店舗及び事務所の閉鎖を予定している事業用資産については帳簿価額を零とし、当該減少額80百万円を特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物29百万円、アミューズメント施設機器48百万円、器具備品1百万円であります。

また、のれんの回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額702百万円を特別損失に計上しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 118,589,354株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決 議 | 株式の種類 | 配 当 金 の 総 額 (百万円) | 1株当たり配 当 額 (円) | 基 準 日 | 効 力 発 生 日 |
|---------------------|-------|-------------------|----------------|------------|------------|
| 平成26年5月14日 取締役会 | 普通株式 | 589 | 5 | 平成26年3月31日 | 平成26年6月27日 |
| 平成26年11月13日 取締役会 | 普通株式 | 590 | 5 | 平成26年9月30日 | 平成26年12月5日 |

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 平成27年5月14日 取締役会 | 普通株式 | 590 | 利益剰余金 | 5 | 平成27年3月31日 | 平成27年6月29日 |

- (3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 360,040株

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、ローン事業、クレジット事業、銀行業、債権買取事業及び信用保証事業などの総合金融サービス事業に加え、不動産事業及びアミューズメント事業等を行っております。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを勘案のうえ、銀行借入れ等により、また、銀行業を営む韓国及びインドネシアにおいては個人や法人に、普通預金及び定期預金等を提供することにより、資金調達を行っております。

当社グループが保有する金融資産は、主として中小企業、個人事業主及び個人に対する商業手形、営業貸付金及び割賦立替金であり、また銀行業においては、韓国及びインドネシアの中小企業、個人事業主及び個人に対する貸出金であり、信用リスクに関する各諸規程に沿ってリスクの低減を図っております。債権買取事業においては、主として事業会社や金融機関などから債権額に対しディスカウントして購入する買取債権があり、購入価額について第三者評価機関からも債権の時価算定資料を入手し、購入価額の決定時の参考とするなど適正な価額を把握しリスクの低減を図っております。信用保証事業においては、主として国内の金融機関の貸付債権に係る保証債務があり、また保証履行により発生する求償権があります。保証承諾の審査時に信用リスクに関する各諸規程に沿ってリスクの低減を図っております。有価証券は主に公社債であり、銀行業における資金運用目的で所有しております。営業投資有価証券は株式であり、投資目的で所有しております。投資有価証券は主に株式であり、事業推進目的で所有しております。公社債及び上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

金融負債は、資金使途が営業資金であり、金融機関等、銀行業を営む韓国及びインドネシアにおいては個人や法人に普通預金及び定期預金等の提供による資金調達であります。

デリバティブ取引に対しては慎重な態度で臨み、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は含まれておりません。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|----------------|------------|---------|-------|
| (1) 現金及び預金 | 141,742 | 141,742 | － |
| (2) 商業手形 | 2,355 | | |
| 貸倒引当金（＊） | △14 | | |
| | 2,341 | 2,341 | － |
| (3) 営業貸付金 | 65,315 | | |
| 貸倒引当金（＊） | △4,483 | | |
| | 60,832 | 60,832 | － |
| (4) 銀行業における貸出金 | 224,401 | | |
| 貸倒引当金（＊） | △15,540 | | |
| | 208,860 | 212,014 | 3,153 |
| (5) 割賦立替金 | 1,395 | | |
| 貸倒引当金（＊） | △1 | | |
| | 1,393 | 1,393 | － |
| (6) 買取債権 | 8,647 | | |
| 貸倒引当金（＊） | △28 | | |
| | 8,618 | 8,618 | － |
| (7) 求償権 | 1,124 | | |
| 貸倒引当金（＊） | △248 | | |
| | 875 | 875 | － |
| (8) 有価証券 | 17,874 | 17,967 | 92 |
| (9) 営業投資有価証券 | 6,595 | 6,595 | － |
| (10) 投資有価証券 | 3,066 | 3,066 | － |
| (11) 長期営業債権 | 2,405 | | |
| 貸倒引当金（＊） | △1,999 | | |
| | 405 | 405 | － |
| 資 産 計 | 452,606 | 455,853 | 3,246 |

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|-------------------|------------|---------|-----|
| (1) 割引手形 | 2,226 | 2,226 | － |
| (2) 一年以内償還予定社債 | 130 | 130 | － |
| (3) 短期借入金 | 7,862 | 7,862 | － |
| (4) 一年以内返済予定長期借入金 | 5,987 | 5,987 | － |
| (5) 銀行業における預金 | 287,452 | 288,212 | 760 |
| (6) 社債 | 2,241 | 2,234 | △6 |
| (7) 長期借入金 | 11,009 | 10,930 | △78 |
| 負債計 | 316,910 | 317,585 | 674 |

(単位：百万円)

| | 保証金額 | 時 価 | 差 額 |
|--------------|--------|--------|-----|
| 保証債務 | | | |
| (1) 保証債務(*) | 43,727 | | |
| 債務保証損失引当金(*) | △422 | | |
| | 43,304 | 43,304 | － |
| 保証債務計 | 43,304 | 43,304 | － |

(*) 商業手形、営業貸付金、銀行業における貸出金、割賦立替金、買取債権、求償権、長期営業債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

保証債務に対応する債務保証損失引当金を控除しております。

なお、保証債務には銀行業務における保証債務7,014百万円を含んでおります。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに保証債務に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは1年以内で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額としております。

(2) 商業手形

これらは主に1年以内で決済されるものであるため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額としております。

(3) 営業貸付金、(4) 銀行業における貸出金

これらは見積将来キャッシュ・フローに基づき、残存期間に対応する国債で割り引いた現在の価値により算定しております。

(5) 割賦立替金

これらは見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額としております。

(6) 買取債権

これらは主に連結決算日より1年以内に購入しており、購入価額について第三者評価機関から債権の時価算定資料を入手し、購入価額の決定時の参考とするなど適正な価額にて購入していることから、時価は当該帳簿価額を基礎としております。なお、一部の買取債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額としております。

(7) 求償権

これらは見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額としております。

(8) 有価証券、(9) 営業投資有価証券、並びに(10) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は金融機関から提示された価格、その他は合理的に算定された価格によっております。

(11) 長期営業債権

これらは見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額としております。

負債

(1) 割引手形

これらは1年以内で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額としております。

(2) 一年以内償還予定社債、(3) 短期借入金、並びに(4) 一年以内返済予定長期借入金

これらは1年以内で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額としております。

(5) 銀行業における預金

銀行業における預金のうち、要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金等の時価は、商品毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いた現在価値により算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(6) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は借入時点以降大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額としております。固定金利によるものは、当該長期借入金の将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

保証債務

(1) 保証債務

これらは保証債務の種類及び内部格付、期間等に基づく区分毎に損失発生見込額を算定しているため、時価は連結決算日における債務保証額から現在の損失発生見込額を控除した金額としております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,591円09銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 85円92銭 |

7. 企業結合に関する注記

- (1) 当社及び当社の連結子会社であるKCカード株式会社は、平成26年6月25日開催の各社取締役会の決議を経て、KCカード株式会社において新たに子会社（以下、「対象会社」という。）を設立したうえで、平成27年1月5日を効力発生日として、KCカード株式会社の「KCカード」ブランドを中心とした一部の事業を対象会社へ吸収分割により承継させるとともに、同日付で対象会社の全株式をヤフー株式会社及びソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社に譲渡いたしました。

① 事業分離の概要

1. 事業分離の対象となった事業の内容
クレジット、カードローン、信用保証業務、信販業務等
2. 事業分離の法的形式
株式の売却による事業譲渡
3. 事業分離日
平成27年1月5日
4. 事業分離先企業の名称
ヤフー株式会社、ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社

5. 事業分離を行った主な理由

当該事業は、将来的に競争の激化が予想されることや譲渡先が「KCカード」ブランドを高く評価しており、本件組織再編後も「NUCS」ブランドを中心としてクレジットカード事業が継続でき、本件取引によって約404億円の資金を確保し、平成25年7月に実施したライツ・オフリングによって得た資金と併せて当社グループが行う事業の強化や新規事業の開設のための資金などに充て、最適な事業ポートフォリオを構築することにより、投資効率を高め企業価値の向上を図るためであります。

② 実施した会計処理の概要

1. 移転損益の金額

| | |
|-------|--------|
| 事業譲渡益 | 848百万円 |
|-------|--------|

2. 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

| | |
|------|-----------|
| 流動資産 | 43,006百万円 |
|------|-----------|

| | |
|------|-------|
| 固定資産 | 7,950 |
|------|-------|

| | |
|------|--------|
| 資産合計 | 50,957 |
|------|--------|

| | |
|------|-------|
| 流動負債 | 6,249 |
|------|-------|

| | |
|------|-------|
| 固定負債 | 9,917 |
|------|-------|

| | |
|------|--------|
| 負債合計 | 16,167 |
|------|--------|

3. 会計処理

KCカード株式会社等の連結上の帳簿価額と売却価額との差額である子会社株式会社売却益を事業譲渡益に含めて計上しております。

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

| | |
|------|----------|
| 営業収益 | 6,313百万円 |
|------|----------|

| | |
|------|-----|
| 営業損失 | 641 |
|------|-----|

(2) 当社は、平成26年8月18日開催の取締役会の決議を経て、平成26年11月20日付でインドネシア商業銀行「PT Bank Mutiara Tbk.」の99%の株式を取得し、当社の子会社といたしました。

① 被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、企業結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

1. 被取得企業の名称及びその事業の内容

| | |
|----------|----------------------|
| 被取得企業の名称 | PT Bank Mutiara Tbk. |
|----------|----------------------|

| | |
|-------|-----|
| 事業の内容 | 銀行業 |
|-------|-----|

2. 企業結合の法的形式

株式購入による取得

3. 企業結合後企業の名称

PT Bank Mutiara Tbk.

4. 取引の目的を含む取引の概要

当社グループが日本国内で培った消費者金融事業のノウハウを活用し、インドネシアで急速に成長しつつある中小企業及び給与所得者層を中心とした各種ローン、カードサービス、為替等を含む総合的な金融サービスを提供することを目的として行うものであります。

- | | |
|--------------|---|
| ② 被取得企業の取得原価 | 43,243百万円 |
| ③ 発生したのれんの金額 | 37,017百万円 |
| ④ 償却方法及び償却期間 | 取得原価の配分が完了していないため、のれんの金額は暫定的な会計処理を行っており、償却期間が定まっておりません。 |

(3) 当社は、平成26年6月16日開催の取締役会の決議を経て、平成27年1月19日付で株式会社韓国スタンダードチャータード貯蓄銀行の発行済株式の全株式を取得し、当社の子会社といたしました。

① 被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、企業結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

1. 被取得企業の名称及びその事業の内容

| | |
|----------|------------------------|
| 被取得企業の名称 | 株式会社韓国スタンダードチャータード貯蓄銀行 |
| 事業の内容 | 貯蓄銀行業 |

2. 企業結合の法的形式

株式購入による取得

3. 企業結合後企業の名称

J T貯蓄銀行株式会社

4. 取引の目的を含む取引の概要

営業エリアを韓国全土の約70%のシェアを獲得するまで拡大することにより、与信・受信額の増加、広告宣伝効果の拡大、知名度向上等による有能な人材の獲得等を目的として行うものであります。

- | | |
|--------------|----------|
| ② 被取得企業の取得原価 | 5,688百万円 |
| ③ 負ののれん発生益 | 5,107百万円 |

(4) 当社は、平成26年6月16日開催の取締役会の決議を経て、平成27年3月30日付で韓国スタンダードチャータードキャピタル株式会社の発行済株式の全株式を取得し、当社の子会社といたしました。

① 被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、企業結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

1. 被取得企業の名称及びその事業の内容

| | |
|----------|-------------------------|
| 被取得企業の名称 | 韓国スタンダードチャータードキャピタル株式会社 |
| 事業の内容 | リース業、その他金融サービス等 |

2. 企業結合の法的形式

株式購入による取得

3. 企業結合後企業の名称

J Tキャピタル株式会社

4. 取引の目的を含む取引の概要

当社グループが韓国国内において展開している貯蓄銀行業及び債権回収業に加え、同社買収による総合金融サービス展開及びシナジー効果等のインフラ整備を目的として行うものであります。

② 被取得企業の取得原価 10,547百万円

③ 負ののれん発生益 8,423百万円

8. 重要な後発事象

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

その概要は次のとおりであります。

① 自己株式の取得を行う理由

資本効率向上を通じた株主の皆様への利益還元を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的として行うものであります。

② 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

1. 取得する株式の種類 当社普通株式
2. 取得し得る株式の総数 6,250,000株（上限）
3. 取得する期間 平成27年5月26日から平成28年3月31日
4. 取得価額の総額 7,500百万円（上限）
5. 取得の方法 東京証券取引所における市場買付

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券
 - ・子会社株式 移動平均法による原価法
 - ・その他有価証券
時価のないもの 移動平均法による原価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 定率法によっております。
 - ② 無形固定資産 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - ③ 長期前払費用 定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上していません。
- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ① のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、投資効果の発現する期間にわたって均等償却をしております。
なお、償却年数は5年であります。
 - ② 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。但し、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却をしております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 担保資産

担保に供している資産

| | |
|--------|----------|
| 預金 | 620百万円 |
| 関係会社株式 | 2,939百万円 |
| 計 | 3,559百万円 |

上記に対応する債務

| | |
|---------------|----------|
| 短期借入金 | 370百万円 |
| 一年以内返済予定長期借入金 | 1,128百万円 |
| 長期借入金 | 3,094百万円 |
| 計 | 4,592百万円 |

担保に供している資産は、上記の債務の他に子会社の借入金に係る担保にもなっております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 107百万円

(4) 保証債務

① 営業に関するもの

| 被保証者 | 保証金額 | 保証債務の内容 |
|-----------------|-----------|---------------|
| 事業者及び消費者37,775件 | 36,438百万円 | 金融機関等からの借入債務等 |

(注) 子会社の保証債務に対し連帯保証を行っております。

なお、上記には重疊的債務引受による連帯債務が含まれております。

② 関係会社に関するもの

| 被保証者 | 保証金額 | 保証債務の内容 |
|-------------|----------|--------------|
| (株)日本保証 | 3,277百万円 | 金融機関等からの借入債務 |
| Jトラストカード(株) | 1,104百万円 | 金融機関からの借入債務 |

(5) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

| | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 198百万円 |
| 長期金銭債権 | 87百万円 |
| 短期金銭債務 | 19,915百万円 |
| 長期金銭債務 | 162百万円 |

3. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 4,124百万円

営業費用等 249百万円

営業取引以外の取引高 5百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 409千株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

子会社株式 2,190百万円

繰越欠損金 1,580百万円

その他 162百万円

繰延税金資産小計 3,932百万円

評価性引当額 △3,932百万円

繰延税金資産合計 -百万円

繰延税金負債

合併受入資産評価差額金 △38百万円

繰延税金負債合計 △38百万円

繰延税金負債の純額 △38百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（平成20年3月31日以前にリース取引を開始したものに限る。）

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|------|---------|------------|---------|
| 器具備品 | 14百万円 | 13百万円 | 0百万円 |

(2) 未経過リース料期末残高相当額

| | |
|------|------|
| 1年以内 | 0百万円 |
| 1年超 | －百万円 |
| 計 | 0百万円 |

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

| | |
|----------|------|
| 支払リース料 | 2百万円 |
| 減価償却費相当額 | 2百万円 |
| 支払利息相当額 | 0百万円 |

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|-----------------------------|------------|---------------|-------|-------------------|------------------------|-------------------------------|------------|-----------------------|-----------|
| 子会社 | ㈱日本保証 | 大阪府都島区 | 95 | 金融業 | 所有直接100 | 役員の兼任 債務保証 | 借入金等に関する 借対債務保証 (注1) | 39,454 | - | - |
| 子会社 | Jトラス トカード (株) | 宮崎県 宮崎市 | 3,055 | 金融業 | 所有直接 99.7 | 役員の兼任 資金の借入 債務保証 | 資金の借入 (注2) | 15,000 | 短期借入金 | 15,000 |
| | | | | | | | 利息の支払 支払利息 | - 7 | 未払費用 | 7 |
| 子会社 | (株)クレ デア | 静岡市 駿河区 | 100 | 金融業 | 所有直接 100 | 資金の借入 | 借入金に 関する 借対債務保証 (注1) | 1,104 | - | - |
| | | | | | | | 資金の借入 (注2) | - | 一年以内 返済予定 長期借入金 | 4,900 |
| 子会社 | JTRUST ASIA PTE.LTD. | シンガ ポール | 16,315 | 投資業 | 所有直接 100 | 役員の兼任 | 利息の支払 支払利息 | 136 136 | 未払費用 | 0 |
| | | | | | | | 増資の引受 | 6,392 | - | - |
| 子会社 | PT Bank Mutuara Tbk. | インド ネシア | 104,834 | 銀行業 | 所有直接 99.0 | 役員の兼任 | 増資の引受 | 5,640 | - | - |
| 子会社 | ネオライ ンクレジ ット貸付 (株) | ソウル 特別市 | 980 | 金融業 | 所有直接 100 | 資金の貸付 | 資金の貸付 (注3) | 3,587 | 関係会社 短期貸付金 | 3,587 |
| | | | | | | | 利息の受取 受取利息 | 70 24 | 未収収益 | 3 |
| 子会社 | ケージェ イアイ貸 付金融(有) | ソウル 特別市 | 833 | 金融業 | 所有直接 100 | 資金の貸付 | 資金の貸付 (注3) | 3,584 | 関係会社 短期貸付金 | 3,584 |
| | | | | | | | 利息の受取 受取利息 | - 2 | 未収収益 | 2 |
| 子会社 | ハイキャ ピタル貸 付(株) | ソウル 特別市 | 1,556 | 金融業 | 所有直接 100 | 資金の貸付 | 資金の貸付 (注3) | 3,582 | 関係会社 短期貸付金 | 3,582 |
| | | | | | | | 利息の受取 受取利息 | - 2 | 未収収益 | 2 |
| 子会社 | J Tキャ ピタル(株) | ソウル 特別市 | 11,739 | 金融業 | 所有直接 100 | 役員の兼任 資金の貸付 | 資金の貸付 (注3) | 3,579 | 関係会社 短期貸付金 | 3,579 |
| | | | | | | | 利息の受取 受取利息 | - 0 | 未収収益 | 0 |

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注) 1. 金融機関等からの借入金、信用保証業務に係る保証債務に対して、保証を行っており
ます。

保証料率については、代位弁済の状況などを勘案して合理的に決定しております。

2. 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

3. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 980円59銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 42円27銭 |

9. 企業結合に関する注記

- (1) 当社は、平成26年8月18日開催の取締役会の決議を経て、平成26年11月20日付でインドネシア商業銀行「PT Bank Mutiara Tbk.」の99%の株式を取得し、当社の子会社といたしました。

被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、企業結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

1. 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 PT Bank Mutiara Tbk.

事業の内容 銀行業

2. 企業結合の法的形式

株式購入による取得

3. 企業結合後企業の名称

PT Bank Mutiara Tbk.

4. 取引の目的を含む取引の概要

当社グループが日本国内で培った消費者金融事業のノウハウを活用し、インドネシアで急速に成長しつつある中小企業及び給与所得者層を中心とした各種ローン、カードサービス、為替等を含む総合的な金融サービスを提供することを目的として行うものであります。

- (2) 当社は、平成26年6月16日開催の取締役会の決議を経て、平成27年1月19日付で株式会社韓国スタンダードチャータード貯蓄銀行の発行済株式の全株式を取得し、当社の子会社といたしました。

被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、企業結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

1. 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社韓国スタンダードチャータード貯蓄銀行

事業の内容 貯蓄銀行業

2. 企業結合の法的形式

株式購入による取得

3. 企業結合後企業の名称

J T 貯蓄銀行株式会社

4. 取引の目的を含む取引の概要

営業エリアを韓国全土の約70%のシェアを獲得するまで拡大することにより、与信・受信額の増加、広告宣伝効果の拡大、知名度向上等による有能な人材の獲得等を目的として行うものであります。

- (3) 当社は、平成26年6月16日開催の取締役会の決議を経て、平成27年3月30日付で韓国スタンダードチャータードキャピタル株式会社の発行済株式の全株式を取得し、当社の子会社といたしました。

被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、企業結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

1. 被取得企業の名称及びその事業の内容

| | |
|----------|-------------------------|
| 被取得企業の名称 | 韓国スタンダードチャータードキャピタル株式会社 |
| 事業の内容 | リース業、その他金融サービス等 |

2. 企業結合の法的形式

株式購入による取得

3. 企業結合後企業の名称

J Tキャピタル株式会社

4. 取引の目的を含む取引の概要

当社グループが韓国内において展開している貯蓄銀行業及び債権回収業に加え、同社買収による総合金融サービス展開及びシナジー効果等のインフラ整備を目的として行うものであります。

10. 重要な後発事象

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

その概要は次のとおりであります。

① 自己株式の取得を行う理由

資本効率向上を通じた株主の皆様への利益還元を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的として行うものであります。

② 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

- | | |
|---------------|------------------------|
| 1. 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| 2. 取得し得る株式の総数 | 6,250,000株（上限） |
| 3. 取得する期間 | 平成27年5月26日から平成28年3月31日 |
| 4. 取得価額の総額 | 7,500百万円（上限） |
| 5. 取得の方法 | 東京証券取引所における市場買付 |